

第 11 号議案

京都府立学校の管理運営に関する規則及び京都府立学校の事務部の設置及び事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 26 年 3 月 11 日

教育長 小田垣 勉

提出の理由

府立学校に配置されている技術職員の在り方の見直しに伴い新たな職として学校施設管理職員の設置を可能にするため、所要の改正を行う。

京	都	府	立	学	校	の	管	理	運	営	に	関	す	る	規	則	及	び											
京	都	府	立	学	校	の	事	務	部	の	設	置	及	び	事	務	職	員	等										
の	職	の	設	置	に	関	す	る	規	則	の	一	部	を	改	正	す	る	規										
則	を	こ	こ	に	公	布	す	る	。																				
		平	成	26	年		月		日																				
										京	都	府	教	育	委	員	会												
										委	員	長		畑			正	高											
京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第		号																	
										京	都	府	立	学	校	の	管	理	運	営	に	関	す	る	規	則			
										及	び	京	都	府	立	学	校	の	事	務	部	の	設	置	及	び			
										事	務	職	員	等	の	職	の	設	置	に	関	す	る	規	則	の			
										一	部	を	改	正	す	る	規	則											
										(	京	都	府	立	学	校	の	管	理	運	営	に	関	す	る	規	則	の	一
										部	改	正	)																
第	1	条								京	都	府	立	学	校	の	管	理	運	営	に	関	す	る	規				
										則	(	昭	和	62	年	京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	8	号	
										)	の	一	部	を	次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。					
										第	19	条	第	1	項	中	「	技	術	職	員	」	を	「	学	校	施		
										設	管	理	職	員	」	に	改	め	、	同	条	第	2	項	中	「	、	同	
										法	第	60	条	第	2	項	」	を	削	り	、	「	第	37	条	」	の	右	

	に	「	及	び	同	法	第	60	条	第	2	項	」	を	加	え	、	「	学		
	校	栄	養	職	員	」	の	右	に	「	、	技	術	職	員	(	学	校	施		
	設	管	理	職	員	を	除	く	。)	」	を	加	え	、	同	条	第	7	項		
	を	第	8	項	と	し	、	同	条	第	6	項	の	次	に	次	の	1	項		
	を	加	え	る	。																
	7		学	校	施	設	管	理	職	員	は	、	学	校	施	設	の	管	理		
			に	関	す	る	業	務	に	従	事	す	る	。							
	(	京	都	府	立	学	校	の	事	務	部	の	設	置	及	び	事	務	職	員	
	等	の	職	の	設	置	に	関	す	る	規	則	の	一	部	改	正	)			
	第	2	条		京	都	府	立	学	校	の	事	務	部	の	設	置	及	び	事	
			務	職	員	等	の	職	の	設	置	に	関	す	る	規	則	(	平	成	2
			年	京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	5	号	)	の	一	部	を
			次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。									
			第	1	条	中	「	及	び	技	術	職	員	」	を	「	、	学	校	施	
			設	管	理	職	員	及	び	技	術	職	員	(	学	校	施	設	管	理	職
			員	を	除	く	。	以	下	同	じ	。)	」	に	改	め	、	第	4	条	第
			1	項	中	「	、	技	術	主	任	及	び	技	師	」	を	削	り	、	同
			条	第	2	項	か	ら	第	5	項	ま	で	を	1	項	ず	つ	繰	り	下
			げ	、	同	条	第	1	項	の	次	に	次	の	1	項	を	加	え	る	。
			2		技	術	主	任	及	び	技	師	は	、	学	校	施	設	管	理	職

		員	及	び	技	術	職	員	を	も	っ	て	充	て	る	。					
		第	5	条	第	2	項	中	「	事	務	職	員	」	の	右	に	「	及		
		び	学	校	施	設	管	理	職	員	」	を	加	え	る	。					
		附		則																	
	1		こ	の	規	則	は	、	平	成	26	年	4	月	1	日	か	ら	施		
		行	す	る	。																
	2		こ	の	規	則	に	よ	る	改	正	後	の	京	都	府	立	学	校		
		の	管	理	運	営	に	関	す	る	規	則	第	19	条	第	1	項	の		
		規	定	に	か	か	わ	ら	ず	、	当	分	の	間	、	学	校	に	、		
		学	校	施	設	管	理	職	員	を	置	か	な	い	こ	と	が	で	き		
		る	。																		

現行	改正後（案）
<p>第1章から第5章（略） 第6章 組織編制 （職員） 第19条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舎指導員（寄宿舎を設ける特別支援学校に限る。）<u>事務職員及び技術職員</u>を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、学校に、副校長（学校教育法第49条第2項又は同法第82条において準用する同法第37条）<u>に規定する副校長をいう。</u>第5項を除き、以下同じ。）<u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校図書館司書、学校栄養職員</u> _____ <u>その他必要な職員を置くことがある。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことがある。</p> <p>4 副校長は、首席副校長と称する。</p> <p>5 教頭は、副校長と称する。</p> <p>6 学校図書館司書は、学校図書館の業務に従事する。</p> <p>7 第1項及び第2項に規定する職員の職に関し必要な事項は、次条から第19条の6まで及び法令に定めるもののほか、京都府立学校の事務部の設置及び事務職員等の職の設置に関する規則（平成2年京都府教育委員会規則第5号）に定めるところによる。</p> <p>第19条の2以下（略）</p>	<p>第1章から第5章（略） 第6章 組織編制 （職員） 第19条 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、寄宿舎指導員（寄宿舎を設ける特別支援学校に限る。）<u>、事務職員及び学校施設管理職員</u>を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、学校に、副校長（学校教育法第49条第2項又は同法第82条において準用する同法第37条及び同法第60条第2項に規定する副校長をいう。第5項を除き、以下同じ。）<u>、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校図書館司書、学校栄養職員、技術職員（学校施設管理職員を除く。）</u><u>その他必要な職員を置くことがある。</u></p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことがある。</p> <p>4 副校長は、首席副校長と称する。</p> <p>5 教頭は、副校長と称する。</p> <p>6 学校図書館司書は、学校図書館の業務に従事する。</p> <p>7 <u>学校施設管理職員は、学校施設の管理に関する業務に従事する。</u></p> <p>8 第1項及び第2項に規定する職員の職に関し必要な事項は、次条から第19条の6まで及び法令に定めるもののほか、京都府立学校の事務部の設置及び事務職員等の職の設置に関する規則（平成2年京都府教育委員会規則第5号）に定めるところによる。</p> <p>第19条の2以下（略）</p>

京都府立学校の事務部の設置及び事務職員等の職の設置に関する規則（平成2年教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、京都府立の高等学校及び特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の事務部の設置並びに京都府立の中学校及び高等学校等（以下「学校」という。）の事務職員、学校図書館司書及び技術職員（以下「事務職員等」という。）の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務部)</p> <p>第2条 高等学校等に、事務部を置く。</p> <p>2 事務部の組織及び運営その他学校の事務に関し必要な事項は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p> <p>(事務職員等の職)</p> <p>第3条 学校に必要なに応じて次に掲げる職を置く。</p> <p>(1) 専門幹 (2) 事務主任 (3) 司書主任 (4) 技術主任 (5) 主任 (6) 主事 (7) 技師</p> <p>2 京都府立海洋高等学校に、船長を置く。</p> <p>3 船長は、上司の命を受けて実習船に関する船務を処理する。</p> <p>4 専門幹は、上司の命を受けて特に重要な事務又は特定の範囲の事務を処理するほか、担任の事務を処理する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、京都府立の高等学校及び特別支援学校（以下「高等学校等」という。）の事務部の設置並びに京都府立の中学校及び高等学校等（以下「学校」という。）の事務職員、学校図書館司書、学校施設管理職員及び技術職員（学校施設管理職員を除く。以下同じ。）（以下「事務職員等」という。）の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事務部)</p> <p>第2条 高等学校等に、事務部を置く。</p> <p>2 事務部の組織及び運営その他学校の事務に関し必要な事項は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。</p> <p>(事務職員等の職)</p> <p>第3条 学校に必要なに応じて次に掲げる職を置く。</p> <p>(1) 専門幹 (2) 事務主任 (3) 司書主任 (4) 技術主任 (5) 主任 (6) 主事 (7) 技師</p> <p>2 京都府立海洋高等学校に、船長を置く。</p> <p>3 船長は、上司の命を受けて実習船に関する船務を処理する。</p> <p>4 専門幹は、上司の命を受けて特に重要な事務又は特定の範囲の事務を処理するほか、担任の事務を処理する。</p>

5 事務主任、司書主任、技術主任及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

6 主事は、上司の命を受けて事務を処理する。

7 技師は、上司の命を受けて技術を処理する。

(職に充てらるべき職員)

第4条 船長、技術主任及び技師は、技術職員をもって充てらる。

2 専門幹及び主任は、事務職員等をもって充てらる。

3 事務主任は、事務職員をもって充てらる。

4 司書主任は、学校図書館司書をもって充てらる。

5 主事は、事務職員及び学校図書館司書をもって充てらる。

(事務長補佐)

第5条 校長は、高等学校等に事務長補佐を置くことができる。

2 事務長補佐は、事務職員\_\_\_\_\_の中から、校長が命じ、京都府教育委員会に報告しなければならない。

3 事務長補佐は、上司の命を受けて、事務部の事務を整理し、事務長を補佐する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

5 事務主任、司書主任、技術主任及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

6 主事は、上司の命を受けて事務を処理する。

7 技師は、上司の命を受けて技術を処理する。

(職に充てらるべき職員)

第4条 船長\_\_\_\_\_は、技術職員をもって充てらる。

2 技術主任及び技師は、学校施設管理職員及び技術職員をもって充てらる。

3 専門幹及び主任は、事務職員等をもって充てらる。

4 事務主任は、事務職員をもって充てらる。

5 司書主任は、学校図書館司書をもって充てらる。

6 主事は、事務職員及び学校図書館司書をもって充てらる。

(事務長補佐)

第5条 校長は、高等学校等に事務長補佐を置くことができる。

2 事務長補佐は、事務職員及び学校施設管理職員の中から、校長が命じ、京都府教育委員会に報告しなければならない。

3 事務長補佐は、上司の命を受けて、事務部の事務を整理し、事務長を補佐する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。